

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

Q1. 労働法に定めのない「半休」、有給休暇 5 日取得義務に含めることができるか

Q2. 健康保険と所得税の被扶養者の要件の一つである年収「130 万未満」と「103 万以下」の違いについて、主なポイントは何か

Q3. 傷病手当金(健康保険)、休業補償給付(労災保険)の待機期間についての注意点は?

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

Q1. 労働法に定めのない「半休」、有給休暇 5 日取得義務に含めることができるか

A. 労働者自らが半休を希望すれば半日単位で時季を指定し、日数に含めることが可能。

年次有給休暇を取得する際、半日での取得、いわゆる半休を認めている会社も多いと思います。

この半休、労働法令で定められた制度ではなく、会社に有給休暇を半日単位で与える義務はありません。

休日や休暇は原則として暦日単位で考えるもので、昭和 63 年には「有給休暇を半日単位で与える義務はない」という通達も出されています。

では半休が違法かというところではなく「半日単位で与える義務はないが、半日単位で与えても違法ではない」とされています。

このように法令上の定めがない半休ですが、今年 4 月以降義務化される年次有給休暇 5 日取得の日数に含めることはできるでしょうか。

今回の義務化において、労働者自ら半日単位での取得を希望した場合については日数に含めることができます。

会社側から一方的に半日単位で年次有給休暇の時季指定をすることはできないので注意が必要です。

なお、時間単位年休については取得義務の 5 日に含めることはできません。

(望月)

Q2. 健康保険と所得税の被扶養者の要件の一つである年収「130 万未満」と「103 万以下」の違いについて、主なポイントは何か

A. 健康保険は現時点での見込み収入額で判断し、所得税はその年の 1 月から 12 月の合計収入額で判断する。

健康保険は年 130 万未満、所得税は年 103 万以下であれば扶養に入れるということはよく知られていますが、金額だけでなく収入の考え方や収入に含まれる範囲等細かい点で異なります。主な違いは以下のとおりです。

<健康保険>

・収入の考え方

→現時点での収入を年間見込額に換算して 130 万未満であり、かつ扶養者の収入の半分未満ならば、その時点で扶養に入れる。

・収入に含まれる範囲

→給与の他に公的年金や失業給付、傷病手当金、非課税通勤費なども収入に含まれる。

<所得税>

・収入の考え方

→その年の 1 月から 12 月の収入が合計 103 万以下であれば、その年は扶養に入れる。

・収入に含まれる範囲

→給与は原則として収入に含まれるが、公的年金(老齢年金は除く)や失業給付、傷病手当金、非課税通勤費など非課税扱いのものは収入に含まない。

なお、それぞれの年収額ですが、健康保険の場合「60 歳以上の者又は障害者」については「180 万未満」となり、所得税の場合「配偶者」については「150 万以下(ただし扶養者の収入額が 1,120 万以下である場合のみ)」となります。金額も被扶養者の年齢等によって一部異なりますので注意が必要です。

(岩瀬)

Q3. 傷病手当金(健康保険)、休業補償給付(労災保険)の待機期間についての注意点は？

A. 会社の休日も含め、給与支払の有無を問わず休んでいる日が3日間必要。

傷病手当金、休業補償給付とも休業開始4日目から給付されますが、待機期間となる休業開始後3日間のカウント方法は異なります。

傷病手当金: 休業開始後連続した3日間

休業補償給付: 休業開始後、連続、断続問わず3日間

その他の注意点は下記事項です。

<共通する事項>

- ・傷病のため就業時間の途中で早退する場合、早退した日が1日目となる。
- ・本人が希望した場合は、年次有給休暇としてもよい。
- ・手続用紙に医師の証明をもらうときは、待機期間も含めて労務不能の期間を証明してもらう。

<相違する事項>

- ・業務上(休業補償)の場合、待機期間については会社が休業補償(平均賃金の60%以上)を行う必要がある。

ただし、通勤災害の場合は会社に補償義務はない。

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
